

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和3年6月24日
新型コロナウイルス
感染症対策担当

1 広島県の状況

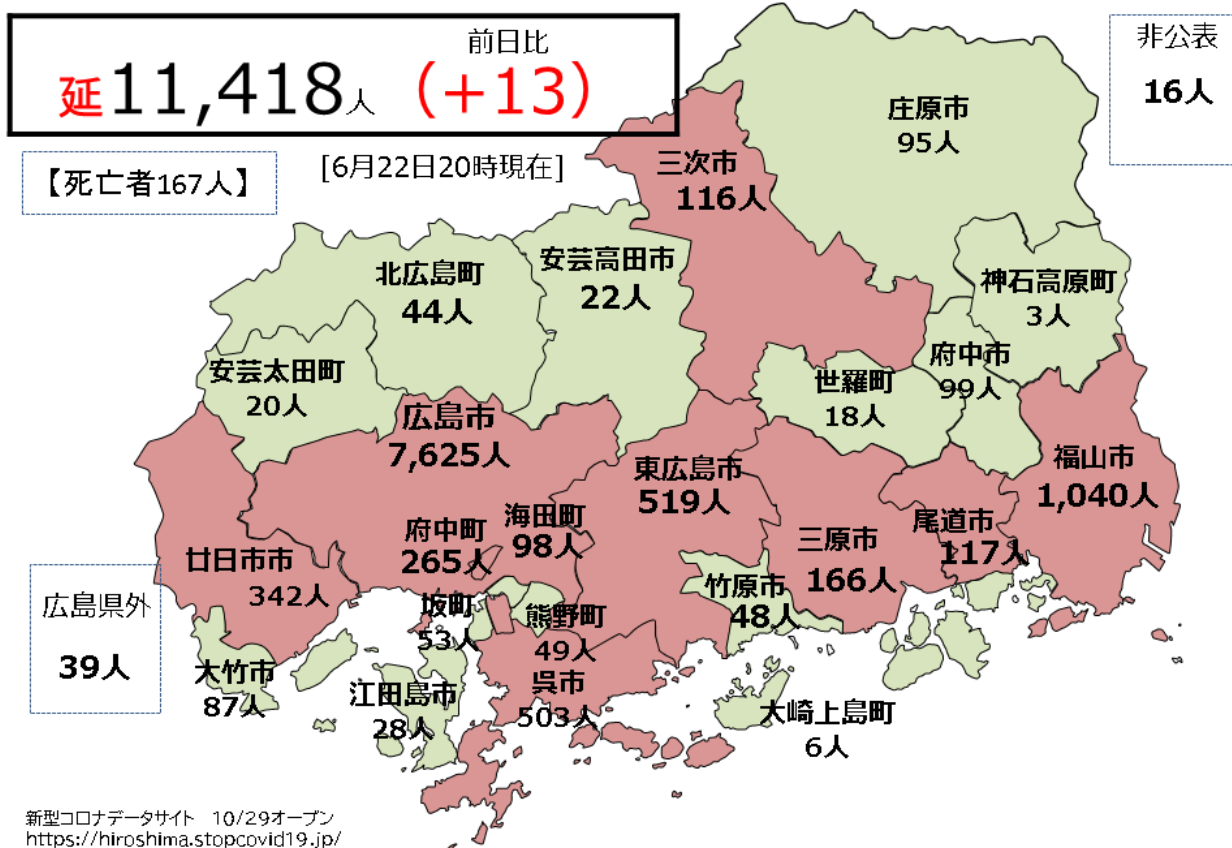
本県では、4月上旬からの感染の急拡大に対して、5月8日から集中的な感染拡大防止対策（5月16日からは緊急事態措置に基づく対策）に取り組んだ結果、感染の急速な拡大に歯止めをかけるとともに、感染者の新規報告者数(直近1週間の10万人当たり)の減少傾向が続き、感染状況はステージⅢとなった。

本県に発令されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言も6月20日をもって解除され、以降、新規報告者数の動向などを見た場合、感染状況は県全体としてはステージⅡ相当にある。

しかしながら、広島市、東広島市及び廿日市市に比較的高い水準の継続的な感染が認められるため、6月21日以降、緊急事態宣言解除後の集中的な対策に取り組み、感染状況を踏まえて地域や要請事項（行動制限）を段階的に緩和していくこととしている。なお、感染の再拡大が確認された場合は、速やかに必要な対策を強化する。

(図1)

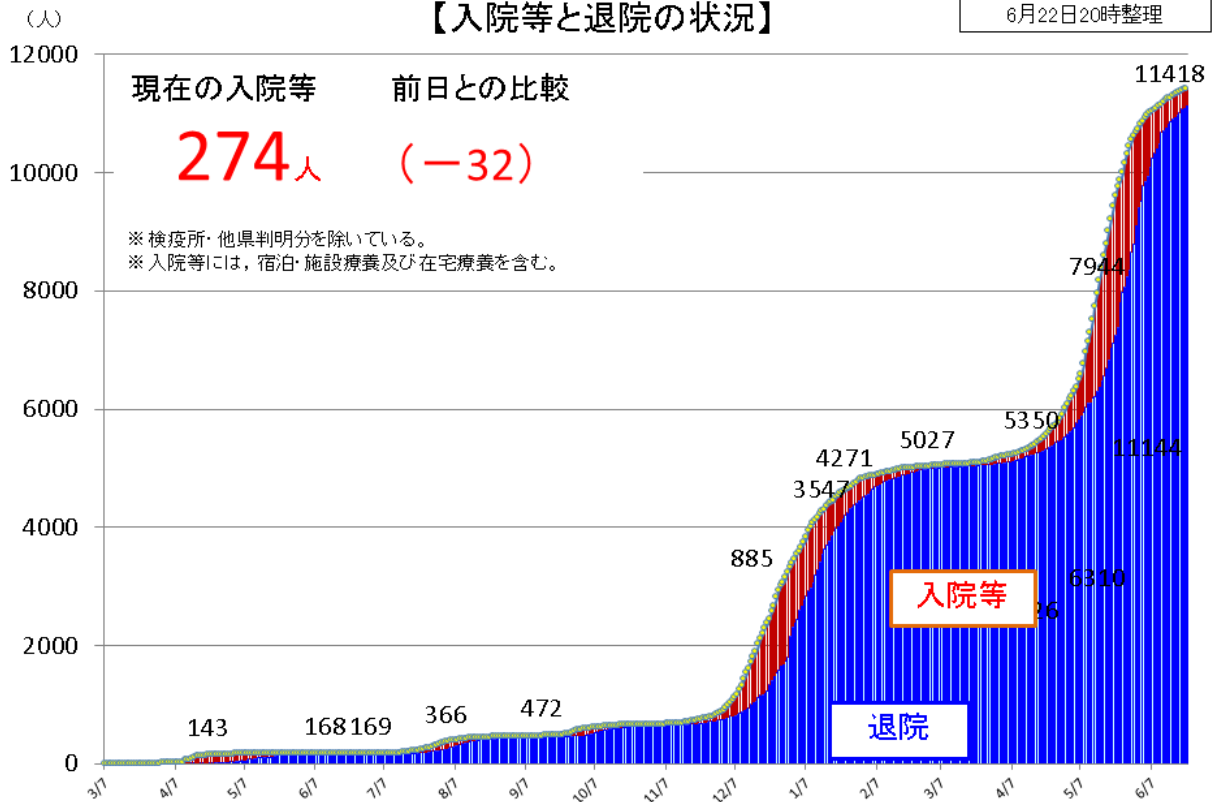
新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県発表分）



(図2) 新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県)

【入院等と退院の状況】

6月22日20時整理

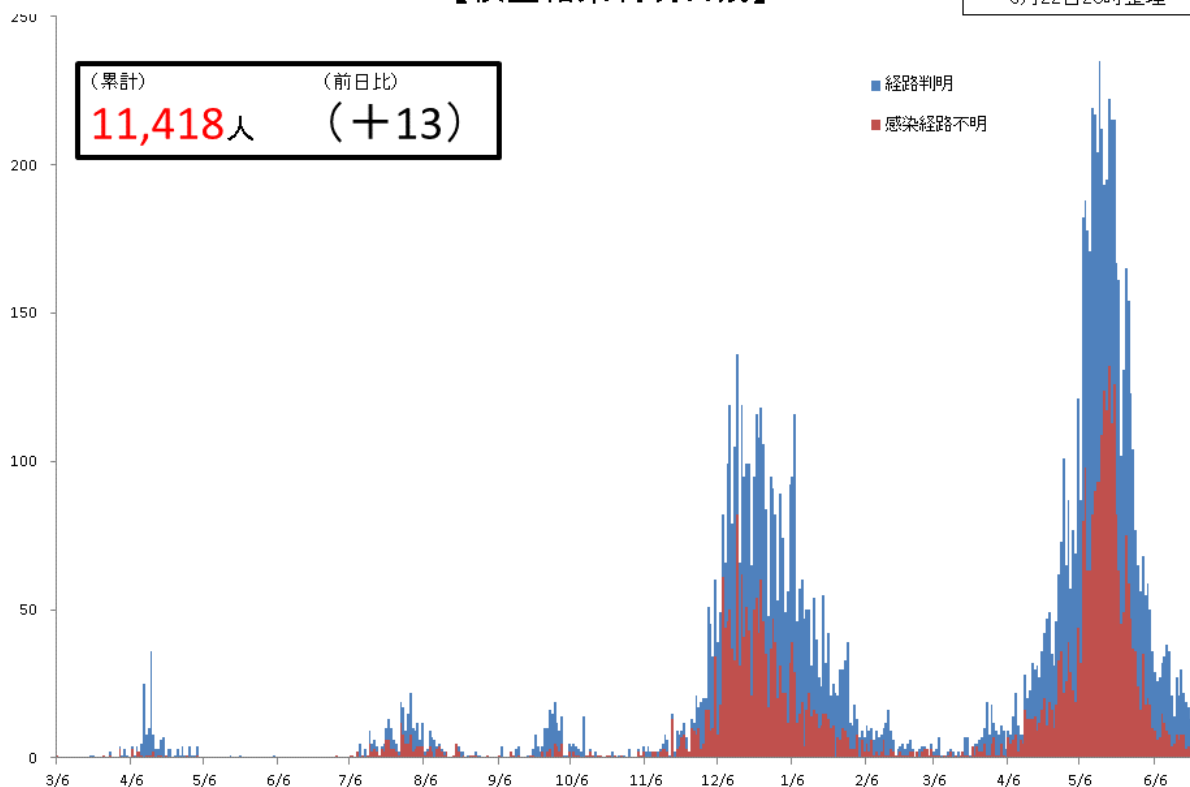


(図3)

新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県)

【検査結果判明日別】

6月22日20時整理



2 医療・療養体制の確保

(1) 入院病床の確保（令和2年4月14日～）

患者が発生した際の入院先の選定や搬送の調整を行うため、広島県新型コロナウイルス感染症患者トリアージセンターを開設している。

あわせて、感染拡大の状況（フェーズ）に応じた病床の確保目標を設定し、病床を整備している。患者数の状況を踏まえ、6月21日にフェーズ4から3に移行した。

病床確保・利用状況

(6月22日現在)

入院者数	確保病床数	空床率
166人	502床	66.9%

(2) 宿泊療養施設の整備（令和2年4月21日～）

軽症者の宿泊療養施設については、感染拡大に伴い拡充を進めている。

宿泊療養施設利用状況

(6月22日現在)

設置施設数	入所者数	確保室数	空室率
6施設	64人	1,037室	93.8%

(3) 軽症者等の搬送体制の整備（令和2年5月1日～）

民間の患者等搬送事業者の協力により、医療機関から宿泊療養施設等への患者搬送を実施したが、令和2年6月5日からは、県保健所等に搬送車両(CX-8)を導入している。

3 PCR検査の実施体制

(1) PCR検査状況（令和2年1月30日～令和3年6月16日）

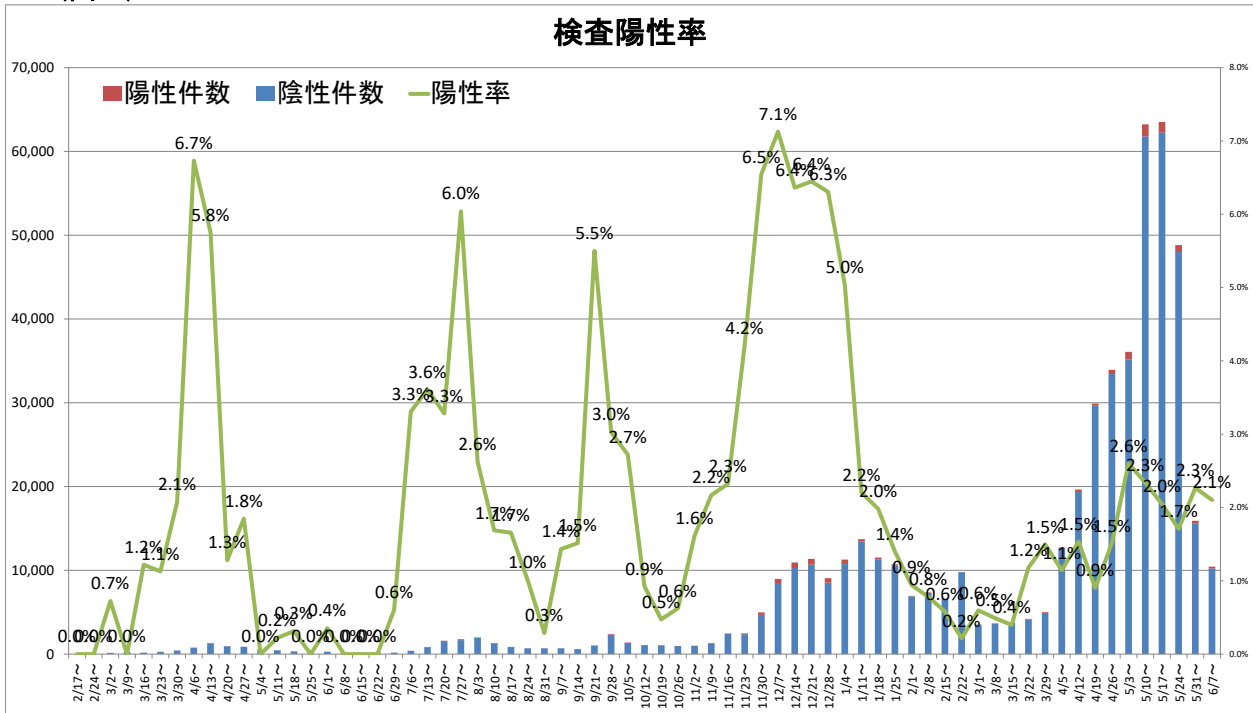
陽性件数 (A)	検査件数			陽性率 (A) / (B)
	行政機関実施	医療機関実施	合計 (B)	
11,297件 (193件)	375,180件 (4,996件)	147,235件 (5,196件)	522,415件 (10,192件)	2.16% (1.89%)

※ () は直近7日間（令和3年6月12日～6月16日）の検査状況

(2) 陽性率（週平均）

ピーク時は7.1%（12/7～12/13）であり、直近1か月では、2%台を推移している。

(図4)



4 医療資材の確保・供給体制

感染防止対策に必要な医療資材については、各事業者が自ら確保することが原則であるが、感染症が蔓延した時期において、市場での流通がひっ迫したため、県が医療体制の維持を目的として、備蓄や購入品、国からの供給スキームを活用して指定医療機関等を中心に配付してきた。

(1) 資材の配付状況

(5月末現在)

配付先	マスク	N95マスク	ガウン	フェイスシールド [＊]	使い捨て手袋
感染症指定医療機関等	250.5万枚	54.6万枚	119.9万枚	39.6万枚	607.7万枚
一般医療機関	384.6万枚	39.1万枚	37.0万枚	9.9万枚	586.0万枚
歯科、薬局、 軽症者療養施設 等	247.4万枚	1.3万枚	29.3万枚	3.6万枚	82.8万枚
社会福祉施設等	228.1万枚	-	17.3万枚	9.9万枚	50.5万枚

(2) 現在の在庫状況

(5月末現在)

品目	マスク	N95マスク	ガウン	フェイスシールド [＊]	手指消毒薬	使い捨て手袋
在庫数	1,144.2万枚	99.6万枚	58.6万枚	8.4万枚	0.2万L	1,726.2万枚

5 取組状況

(1) PCR検査体制の拡充

令和2年度に行った検査機器等設備整備事業によって、県内で1日に3,400件程度の受け皿を確保できた。

更に県外を含めた民間検査機関の活用やプール方式などの検査方法の活用も視野に入れた検査体制の拡充を図る。

(2) 医療体制の充実・強化

更なる病床確保に向けて、配慮を要する患者のための受入医療機関の確保のため、関係医療機関と調整を進めている。

区 分	内 容
周産期医療	感染症の重症度及び妊娠時期により、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。
小児医療	感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。
救急医療	感染が疑われる患者がたらい回しされることのないよう、輪番病院等での受け入れが難しい場合の受入先となる医療機関を定めている。 引き続き、各圏域における受入体制の強化を図る。
透析医療	感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。
精神医療	精神疾患及び感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、各医療機関と個別に調整を実施している。
神経・筋疾患	神経・筋疾患の状況及び感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、受入医療機関での受入準備を整えている。

(3) 社会福祉施設等に対する支援

令和2年7月、県福祉サービス調整本部において、新型コロナウイルス感染症が発生して運営が困難となった介護施設等へ応援職員を派遣する体制を構築したところであるが、その派遣実績は次のとおりである。

派遣時期	派遣施設	派遣者数	備考
令和3年1月15日から1月24日	高齢者施設	2名	
令和3年6月4日から6月17日	高齢者施設	2名	
令和3年6月8日から6月20日		1名	

(4) こころの健康対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、ストレスや不安を感じる県民への心のケアを行うため、「広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」（電話相談・SNS相談）を令和2年5月25日より開設した。（5月末現在の相談件数 1,011件：SNS 570件、電話 441件）

(5) 宿泊療養施設の運用

患者の動向を注視しながら、新たな宿泊療養施設の運用開始や運営方法等について、確保済み施設、市町、医療機関等と調整行うなど、計画的に準備を進める。

(6) 医療資材の安定的確保・供給

医療機関等で医療資材がひっ迫した際の備えとして、これまで進めてきた備蓄の量の見直しを行い、使用量の増加や緊急的な供給対象を勘案し、マスクと手袋について備蓄量を増やすこととした。加えて、今後新型コロナウイルスを上回る感染力・毒性を持つ感染症（以下「強毒性感染症」という。）が発生した場合に備え、防護服（セット）及び N95 マスクを追加で備蓄することとした。

備蓄している資材については、県が直接保管管理を行っていたが、倉庫業者へ入出庫や保管管理業務を委託し、迅速に供給できる体制を整備した。

(7) 「広島コロナお知らせ QR」の実施

QR コードを活用し、新型コロナウイルス感染症の感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用した方に対して、感染者と接触した可能性のあることを知らせ、PCR 検査を受けていただくようサポートする「広島コロナお知らせ QR」を令和 2 年 8 月 14 日から開始した。

国の接触確認アプリ「COCOA」とともに、飲食店を中心に積極的に活用していただけるよう事業者、県民への更なる周知を図っていく。

(8) 新たな相談・受診体制の整備

インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備え、発熱など風邪に似た症状が増えることを想定して、県民がスムーズに診療・検査を受けることができるよう、かかりつけ医や「受診・相談センター」（積極ガードダイヤル）により「診療・検査医療機関」を速やかに案内する新たな相談・受診体制を整備した。（6 月 18 日現在の医療機関数 1,197 機関）

過度な受診控えは、健康上のリスクを高める可能性があることから、県民が必要な受診やがん検診、乳幼児健診、予防接種などを継続するよう働きかける啓発を行っていく。

(9) 医療機関、介護施設等における検査の拡充

重症リスク者が多数いる医療機関や介護施設等において、感染者を早期に発見し、感染拡大の防止を図るため、従事者に対する定期的な検査を実施している。

医療機関については、令和 2 年 12 月から民間検査機関も活用することにより、検査が実施されており、今後とも、医療機関の負担を軽減し、検査の拡充を図っていく。

介護施設等については、月 1 回の定期的な抗原検査を令和 2 年 12 月から県内全域の施設において実施している。令和 3 年度は、4 月 1 日から 7 月 31 日までの間、月 2 回程度に拡充しての定期的な検査を行っているが、集中対策を踏まえ、6 月中は、週 1 回の検査に強化している。

(10) 「PCRセンター」「PCR臨時スポット」の開設

県内全ての高齢者施設、障害者（児）施設、医療機関、飲食店などの従事者、従業員及びその関係者等を対象にした PCR 検査を積極的に行うため、県内に「PCRセンター」を順次、開設しており、対象者や体制等を随時、見直ししながら運用している。

《検査実施場所及び開設日時など》

名称	開設日	開設時間	対象者
広島（流川）PCRセンター	R2.12.5	毎日、11時～15時	広島県内の 居住者 及び 就業者
広島（観音）PCRセンター	R2.12.10		
広島（本通り）PCRセンター	R3.5.17		
東広島PCRセンター	R2.12.29		
福山PCRセンター	R2.12.30		
三次PCRセンター	R3.1.10		
三原PCRセンターサテライト	R3.6.14		
広島駅北口PCR臨時スポット	R3.6.14	毎日、7時～15時	
流川PCRセンター臨時スポット	R3.6.14	毎日、11時～15時	

(11) 事業所PCR集中検査の実施

感染状況が減少局面にあることを踏まえ、感染収束のスピードを速めるため、6月14日から感染者の発生した事業所の従業員等に対して、幅広く集中的に検査を実施している。

(12) 変異株検査体制の強化

デルタ（インド）株等変異株の県内の広がりを迅速に把握し、十分な警戒と拡大を防止するため、6月11日から県保健環境センターにおいても、ゲノム解析可能な体制を整備した。

(13) 休業・時間短縮営業の要請に従わない施設における命令発出後の現地確認の状況等

命 令 発 出	: 13施設（広島市：12施設，廿日市市：1施設）
命令に従って 休業・時短営業	: 3施設（広島市：3施設）
営 業 継 続	: 10施設（広島市：9施設，廿日市市：1施設）

※ 休業又は営業時間短縮の命令に従っていないことが確認された10施設について、法律の規定に則って、過料を科すための手続きを進める。